○美郷町飲食事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、間仕切りを設置する飲食事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、美郷町補助金等の適正化に関する規則(平成 16 年美郷町規則第 43 号)に定めるもののほか、必要な事項を定め、安全安心な環境の整備を支援することを目的とする。(補助対象者)
- 第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」 という。)は、次の各号に掲げる全ての事項に該当する 者とする。
  - (1) 美郷町中小企業振興条例(平成 27 年美郷町条例 第 24 号)第 2 条第 1 号に規定する中小企業者
  - (2)日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)で定める中分類の飲食店に該当する者
  - (3) 美郷町暴力団排除条例(平成 24 年美郷町条例第 2号)第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係 者でない者
  - (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でない者
  - (5) 宗教上の組織若しくは団体でない者
  - (6) 町税等の滞納がない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象 事業」という。)は、別表のとおりとする。 (補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」 という。)、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。 ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場 合はその端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、美郷町飲食事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金交付申請書(様式第1号)のほか、次に掲げる書類を添付して、令和3年8月31日まで町長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 事業収支予算書(様式第3号)
  - (3) 見積書·製品仕様書·図面等
  - (4)飲食店営業許可証の写しなど飲食事業者であることが分かる書類
  - (5) 町税等納税証明書
  - (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、美郷町飲食事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、申請を取下げる場合は、速やかに、美郷町飲食事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金交付申請取下届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の取下届が提出されたときは、当該補助 金の交付決定及び申請はなかったものとみなす。

(事業内容の変更)

- 第8条 補助事業者は、補助対象事業の内容に変更が生 じるときは、美郷町飲食事業者感染症対策間仕切り設 置支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第6号) を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、美郷町飲食事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金交付変更承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その 日から起算して 30 日を経過する日までに、美郷町飲食 事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金実績報 告書(様式第8号)のほか、次に掲げる書類を添付して、 町長に報告しなければならない。
  - (1) 事業実施報告書(様式第9号)
  - (2) 事業収支決算書(様式第10号)
  - (3)補助対象経費の領収書等の写し
  - (4) 写真·図面等
  - (5) その他町長が必要と認める書類

(確定及び通知)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を精査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、美郷町飲食事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(請求及び交付)

- 第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定 通知を受けたときは、速やかに美郷町飲食事業者感染 症対策間仕切り設置支援事業補助金交付請求書(様式 第12号)を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速 やかに補助金を交付する。

(重複交付の禁止)

第12条 補助事業者が当該補助事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。

(事業実施期間)

第13条 事業実施期間は交付決定の日から令和3年12月 28日までとする。

(補助金の返還等)

- 第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。
  - (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) その他町長が不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じた者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により補助金を返還することが困難と認められる者について、交付した補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定を除き、令和4年3月31日限りでその効力を失う。

別表(第3条、第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助
			限度額
飲食事業者感	飛沫感染防止のための間仕	10 分の 9	10 万円
染症対策間仕	切り等(対象経費の総額が		(複数施設
切り設置支援	税込み1万円以上に限る。)		を有する場
事業			合は、施設
			数に 10 万
			円を乗じた
			額を限度額
			とし、最大
			30 万円と
			する。)